

丹波市下水道事業の 受益者負担金・分担金制度のあり方について

R7.3.17

目次

- 県内自治体アンケート結果 1
- 新しい制度の具体案 6
- 先進自治体の取組 13

■ 県内自治体アンケート結果

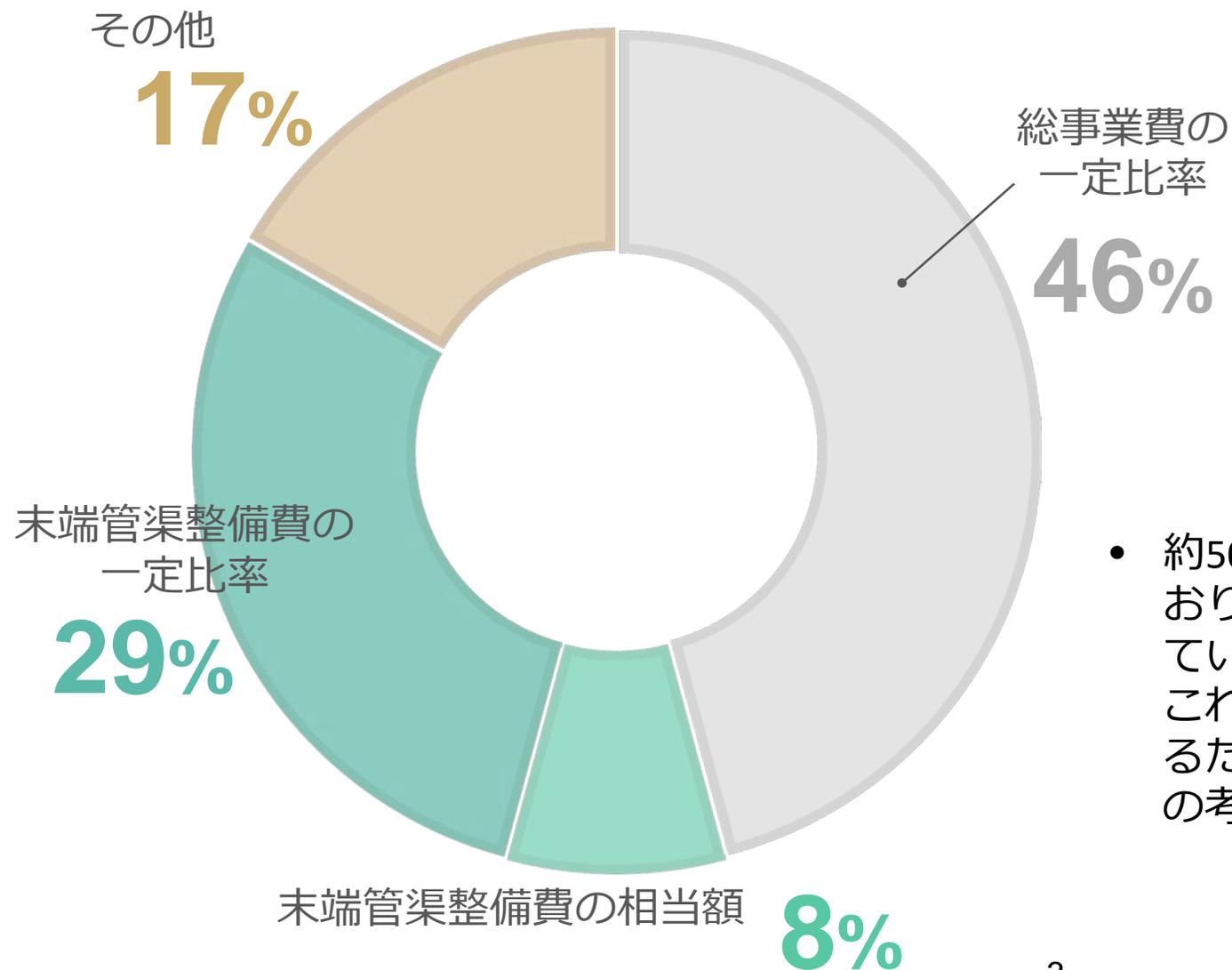
Q 受益者負担金制度を採用していますか



採用していない理由

- 下水道の面整備が概ね完了している
- 流入汚水量の増加により、既存の処理施設や幹線管渠の増設のため負担を求めていたが、人口減少や節水意識の高まりから徴収する必要性が低下してきた

Q 受益者負担金の対象事業費の考え方は（複数回答あり）

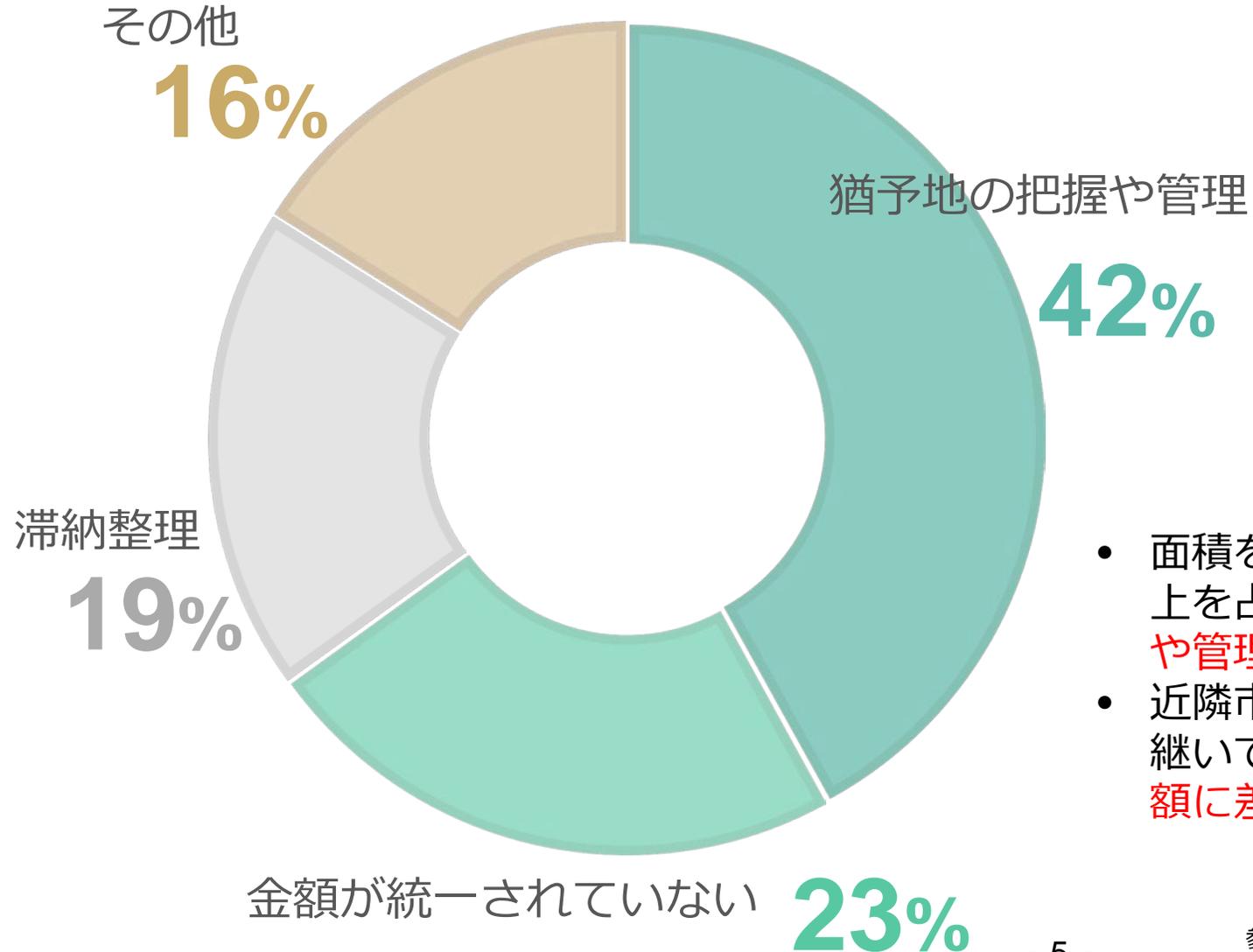


- 約50%の市町が総事業費の一定比率を対象としており、約40%の市町が末端管渠整備費を対象としていると回答した。これは、制度の考え方が時代とともに変化しているため、供用を開始した時期によって対象事業費の考え方に違いがあると思われる。

Q 受益者負担金の算定方法は
【近隣市町の受益者負担金の状況】

市名	算定方法			負担金額
	①土地の面積	②一定額	③用途や人数区分	
丹波篠山市	○		○	①380～480円/m ² ③一般住宅1単位、それ以外は浄化槽処理対象人員算定基準による
西脇市	○	○		①550円/m ² ②公共ます1個あたり17万円
三田市	○	○	○	公共下水：440円/m ² 農集・コミプラ：一般住宅60万円
加東市	○			550円/m ² （R3面積制に統一）
多可町		○		公共ます1個あたり10万円
小野市	○			540円/m ²
朝来市		○	○	②60万円/1口 ③規程による
養父市	—	—	—	受益者負担金制度の採用なし

Q 受益者負担金制度で抱えている課題は（複数回答あり）



- 面積を基に算定している市町が県内全体の半分以上を占め、そのうち半分の市町は、**猶予地の把握や管理に事務負担を感じている。**
- 近隣市町との合併により、合併以前の制度を引き継いでいる市町が多く、**地域や負担区によって金額に差があると答えた市町が多くあった。**

■ 新しい制度の具体案

制度運用上の現状と課題

【現状】

下水道の面整備（下水道本管が布設され、公共ますの設置が可能となること）は概ね完了しており、管路工事の大半は、公共ますの設置及び本管からの取出し工事である。

【課題】

01

負担の格差

02

暫定条例の存在

03

事務の負担

→現状に即した受益者負担のあり方が必要

議論の方向性とその具体策

01 地域間の負担の格差を
解消し、市内で統一し
た負担とする



受益者負担金制度を廃止
し、全区域を**工事負担
金制度**とする。

02 暫定条例を廃止し、
条例を一本化する



暫定条例、現行条例を廃
止し、**新しい条例**を制定
する。

03 市民にわかりやすく、
事務負担の少ない制度
とする



算定基礎を**公共ます設置
工事費相当額**とする。
(※自己都合含む)
猶予地を廃止し、管理事
務等を削減する。

01 受益者負担金制度を廃止し、全区域を工事負担金制度とする。

- ・市内どの地域であっても同じ負担とすることで公平性を確保する。

	地 域	負担金額
面積制	柏原地域	柏原地域 600円/m ²
	氷上地域の一部	氷上地域 (公共) 740円/m ²
		氷上地域 (特環) 970円/m ²
単位制	氷上地域の一部 春日・山南・市島地域	42万円/単位



**全区域
工事負担金に統一**

- ・判例から、旧町で賦課決定した受益者負担金の算定方法や金額を見直すことは可能。

判例

公共下水道負担金決定処分取消請求事件（平成21（行ウ）84）

合併後のI市が合併前のそれぞれの公共下水道事業ごとの受益者負担金の算定方法を維持した条例は、合併後のI市の住民間において受益者負担金の算定方法に差異を生じさせるものであり、憲法第14条、都市計画法第75条に違反しているとして、同条例に基づいてされた決定処分の取消しを求めた裁判。

*** 判 例 ***

合併後の地方公共団体は、合併前の地方公共団体が受益者負担金の算定方法を採用した理由等の諸事情を総合して合理的な裁量により、受益者負担金の算定方法を統一するか従前の各算定方法を維持するかを決定することができるものと解し、同条例がI市の裁量権の範囲を逸脱していると認められず、原告の請求を棄却した。

02 暫定条例、現行条例を廃止し、新しい条例を制定する。

面積を算定基礎とする暫定条例の内容を単位（汚泥負荷量）を算定基礎とする現行条例に加える手法ではなく、新たに工事負担金を算定基礎とする条例に改める。

暫定条例 / 面積制

現行条例 / 単位制

新条例 / 工事負担金

03

算定基礎を公共ます設置工事費相当額とする。

猶予地を廃止し、管理事務等を削減する。

- ・ 公共ます設置申請に基づき、市で施工する公共ますの設置に対し、**公共ます設置工事費相当額**を**工事負担金**として徴収し、わかりやすくかつ納得感のある制度とする。
- ・ 現在猶予を設けている土地（農地等）はその決定を取消し、公共ますの設置が必要となったときに負担を求める。
それにより、猶予地の管理、公共ます設置申請時の土地の状況（分筆、合筆、錯誤など）を把握する事務が大幅に削減する。

■ 先進自治体の取組

【滋賀県長浜市の事例～制度の変更～】

《改定前》

・公共下水道（受益者負担金制度）

負担区数	算定方法	負担金額
5	面積	310～500円/m ²
1	一定額+面積	120,000円/枳+250円/m ²
1	一定額	300,000円/戸

・農業集落排水（加入負担金制度）

負担区数	算定方法	負担金額
4	工事負担金	実費
3	工事負担金 +加入金	工事負担金（実費）+加入 金300,000～525,000円
1	加入負担金	加入負担金500,000円 （工事負担金含む）



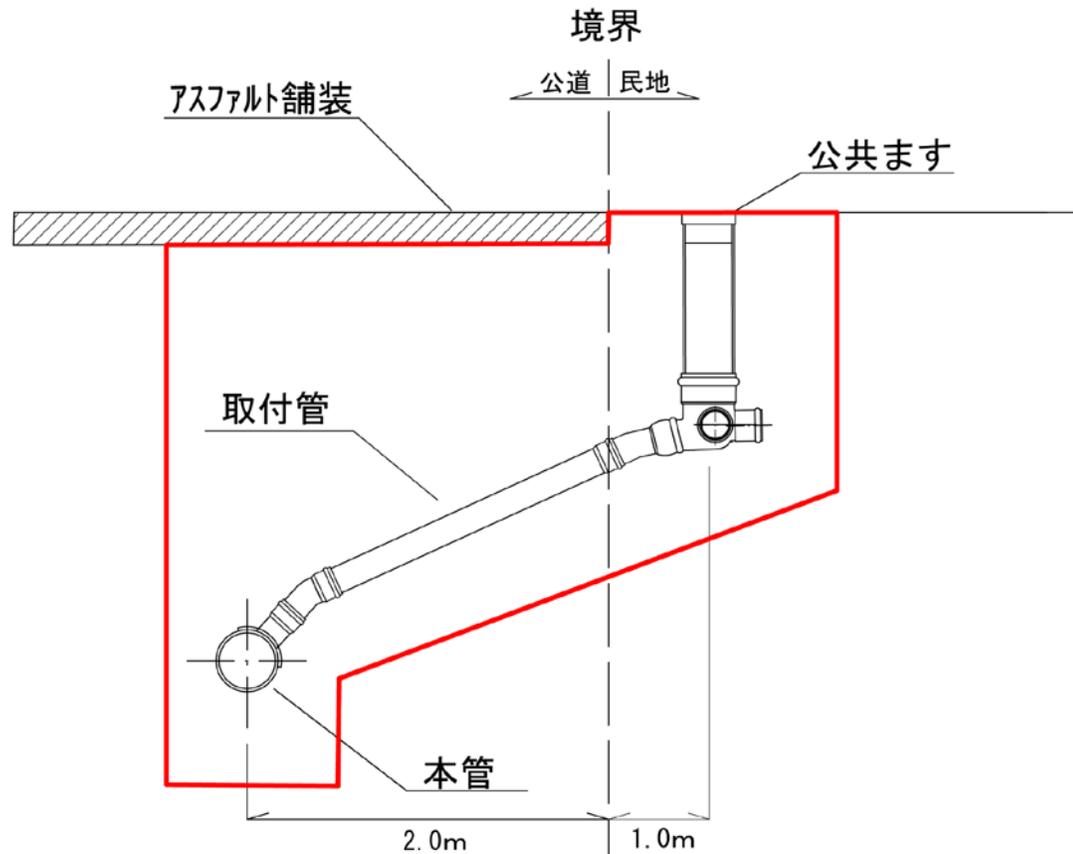
《改定後》 R3.11.1～

市内全域	工事負担金（一般家庭） 180,000円
	工事負担金（一般家庭以外） 実費負担

※一般家庭以外…集合住宅、事務所、工場等

- ・公共ますを追加で設置する場合は、実費負担が必要。
- ・既に「公共下水道受益者負担金」が納付されており、公共ますがない土地の場合は、工事負担金はかからない。
- ・猶予を設けていた農地等は、その決定を取り消す。

【滋賀県長浜市の事例～工事負担金の算定～】



現場条件により
設置工事費用に差異



○整備条件の統一
○負担範囲の設定

市内どこであっても同じ負担とする

《利用者が負担する範囲》

- ・ 民地部分と境界から公道側へ2mの範囲

《市が負担する範囲》

- ・ 利用者の負担範囲を超える部分
- ・ 道路維持にかかる舗装工事費